

### 第3次白老町議会改革の取り組み

別紙 1

改革項目		改革の内容	
町民に関わられた議会	議会情報の公開	情報公開における実施機関として、平成12年1月条例の施行以来、様々な情報公開を行ってきたところである。自治基本条例の制定を受けて、協働の3本柱である情報共有・住民参加・町民活動の推進を今後においても積極的に調査研究し情報の発信を行う。	
	議会報告会の開催	まちづくりの政策の決定過程において、議決機関である議会がどのように運営し、議員がどのように判断したかなどについて、議会の説明責任として報告会を開催する。	
町民に親しまれる議会	議会懇談会の実施	議会と住民の意思が乖離せず、常に住民の思いを感じる議員活動を推進するために、町民からの意見・要望等を拝聴する懇談会を全町において開催する。	
	積極的な広報広聴活動	広報広聴常任委員会の機能を十分発揮させ、信託を受けた町民に対する広聴活動を推進するため、町内の各団体と懇談を行う分科会活動を始めとした広報広聴の機能充実を図る。	
	委員会の地域別開催 (移動常任委員会)	国、北海道や町の新たな制度で町民に影響のあるもの又は地域課題を包括している審査又は調査をする場合、各地域に出向いて委員会を開催し、傍聴による審議過程を積極的に提供するルール作りを行い議会への関心・親しみを促す。	
	町民から意見を聞く 機 会 の 拡 充	委員会終了後において、傍聴者との意見懇談を積極的に行い、調査又は審査に反映させるなど、町民が議会に対して意見・要望等が気軽に提案できる環境を整えるための調査研究を行う。	
議員の政策能力向上	議決事件の追加 (自治法第96条第2項)	議会の政策形成能力や行政監視機能を高めるため、首長との関係で制約されてきた議決権について、町との真摯な協議により追加を検討する。	
	政策研究会の設置	町政の課題に関する調査・研究のため必要があると認めるときは、目的を明らかにした上で、議決により、議員で構成する政策研究会を設置する。	
	政策能力の向上	議員の政策能力向上及び委員会の条例提案の活性化を図るため、専門的知見の活用を図り、代表・一般質問のあり方及び本会議後の検討会等の実施を検討する。	
議員の倫理	倫理条例の改正	町民から信託を受けた議員のモラル向上や住民の信頼を果すため、議会の自浄作用、町民請求の緩和、兼業等規定等の見直しを行ない、平成11年に制定した倫理条例を改正する。	
	議員活動の公表	住民から信託された議員として議会の活動状況(出席状況、議案の賛否状況等)を公表する。	
会議の運営	本会議	通年議会の実施	議会に求められている役割・機能の更なる充実・強化を図るため、議会が主導的・機動的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回とし、その会期を1年間とする「通年議会」を実施する。
		自由討議・反問	議案に対する賛否を開陳し合い、住民サービスの向上を判断し、議論を尽くして合意形成に努めるための自由討議を行う。また、質問の活性化を図るため、説明員が行う反問のルール化を図る。
	委員会	委員会の活発化	委員会活動を活発化させるため、委員会の夜間開催、移動委員会の運営、政策形成過程への関与及び参考人等の活用などのルール化を検討する。
		自由討議の原則	委員会の審査又は調査は、町からの説明を最小限とし、委員相互間の自由討議を中心に運営する。
議員定数等	議員定数と議員報酬	議会を取り巻く環境は、行財政改革の取組みや地方分権が推進する中で、新しい時代にふさわしい議会の活性化と精鋭化を目指す。議員は、多様化する社会において多くの町民意思を反映し役割を果たすことが必要であり、いかなる議員定数及び議員報酬が白老町にとって適切であるか改革期間内において引き続き検討する。	